

き
みどり
いろ

黄緑色のリボンを見たら、

「タバコ」を近くで吸わないでね。



このリボンは、

「たばこの煙を吸いたくない」という気持ちを
さりげなく周りの人に伝えるものです。

市民のアイデアで生まれました。

あなたのため、子どものため、お客様のために・・・受動喫煙の防止は、あなたの大切な人を守ります。

多くの人を利用する施設(※)の管理者は、受動喫煙防止対策を講じるよう、「健康増進法第25条」で定められています。
(※)多くの人を利用する施設・・・官公庁、学校、体育館、病院、映画館、公民館、事務所、デパート、スーパー、飲食店など

たばこに関するご相談やリボンに関するお問い合わせは、佐世保市健康づくり課へ(TEL 0956-24-1111)

毎年5月31日は、「世界禁煙デー」です。